

韓国における戸籍制度と個人情報の分離

— 韓国家族関係登録法との交錯 —

新潟大学 大学院
現代社会文化研究科 博士後期課程

金 永

はじめに

本稿の目的は、韓国における個人情報保護制度の背景となる戸籍制度の形成から家族関係の登録等に関する法律（以下「家族関係登録法」という。）に至るまでの過程を明らかにするものである。なお、韓国の戸籍制度の形成や家族関係登録法の成立については、民事法学あるいは法制史または憲法学の領域において研究が蓄積されている。本稿はこれらの分野の研究ではなく、韓国における個人情報保護制度に関心を有し、その前提となる公的部門における個人情報の取扱いが確立していく文脈に着目しようとするものである。

韓国の個人情報保護制度と家族関係登録法は、ともにプライバシーにかかるセンシティブな情報（敏感情報）を取り扱っている。その役割分野については、家族関係登録法の制定過程においても議論されてきた。また、家族関係登録法の前身は戸籍法であるが、戸籍法のあり方については、韓国でいわれるところの大日本帝国期の経緯について触れておく必要があるだろう。

本稿の中心的な論点は以下のとおりである。まず、韓国の家族関係登録法で取り扱われる個人の身分情報は、離婚や養子縁組等の情報が含まれる。そのなかで、家族関係登録法の下で作成される家族関係登録部（個人情報を登録する原簿・公文書）¹⁾ においては、どの内容をどのように記載し、どの程度まで公開するべきか、という点が長く争われている。

2005年2月、政府は最高裁の「戸主制憲法不合法

決定」をきっかけとし、家族関係登録法を制定した。こうした家族関係登録法の制定をめぐるのは、もっぱら男女不平等もしくは植民地時代の悪影響を無くすという意見が多く見られた。なお、家族関係登録法が扱う情報については、住民登録番号（PIN番号）との一本化や個人情報に対する国家権力の介入が、本稿にとっての重要論点となる。本稿では、個人情報保護制度が登場する現代までを通史的に俯瞰し、国家と個人情報との関係を議論する。

1. 韓国の戸籍制度の形成

1) 大日本帝国期

近代化以前の段階では、朝鮮三国時代(C.E.1～C.E.7)の戸口を調査し登録する「戸口帳簿」や統一新羅時代(B.C.676～B.C.892)の「帳籍」、高麗時代(B.C.918～B.C.1392)の階級による「戸籍」、朝鮮時代の「戸籍帳」などが個人の身分変動状況を把握し、戸口調査をもとに租税徴収手段として運用されていた。²⁾ その後、李氏朝鮮で行われた近代化改革である甲午更張(1895～1896年)を経て、1905年、韓国統監府が設置された。この時期、「臣民の身分関係を法律上に明確にすると同時に、全国戸数の実数を正確に把握し、施政上の便宜をはかる」ことを目的として、1909年4月1日より、民籍法が施行された。³⁾

当初、申告部門は府の長官(부윤)に、戸籍部門は警察署に任されていたが、これらの一元化を図るため、1915年4月1日の「民籍法」の改正がなされ、民籍移管に関する徳(徳訓 第21号)および同年の8

1) 家族関係登録部とは、電算情報処理組織により入力・処理された家族関係登録事項に関する電算情報資料を第10条の登録基準地によって個人別に区別し作成された電算情報の集合を意味する(家族関係登録法 第9条)。
2) ジョン・ウェスク(정외숙)「家族関係登録制度の改善方案に関する研究」(가족관계등록제도의 개선방안에 관한 연구: 가족관계등록부·등록기준지·혼인신고제도를 중심으로) 慶北大学行政大学院(경북대학교행정대학원) 7頁以下(2018)
3) 李英美「韓国近代戸籍関連法規の制定および改正過程—『民籍法』を中心に」1-2頁(2014)

月の官通牒が公布された。なお、高麗時代以降、「戸主」という用語は使われていたが、当時これは「家の代表者」という意味であった。だが、民籍法の登場とともに「戸主権」という用語が登場し、民法上の法令用語として使われるようになった。なお、民法上認められる「戸主」という用語は、この時期から成立したとされている。⁴⁾

民席法以後、戸籍制度は、申告制となった。また、1922年には朝鮮民事令第11条親族相続に関する規定が改正されると同時に府令として朝鮮戸籍令が公布され、1923年3月、朝鮮総督府令第15条 朝鮮戸籍施行手続により、細則が定められた。⁵⁾

このような経過を経て、韓国における戸籍は、法的拘束力を持つ「家」と「身分」を公証する戸籍としての体系を具備することとなった。

2) 連合軍軍政期

1945年9月2日、日本の降伏により太平洋戦争が終結し、韓国は連合軍軍政期となった。この新たな局面において軍政当局は、「北緯38度を離脱した住民は、本管および本管の権限下で発布される命令に直ちに服する」との公布令を発布した。

1946年には朝鮮氏名復旧令を発布し、これによ

り創氏制度が廃止され、従来の姓に復帰することとなった。この公布令等により、創氏制度による韓国人の氏名を日本式氏名に替えて記載した戸籍部やそれに基づく全ての法令、訓令は無効となった。なお、1948年4月1日に公布され1960年1月1日まで施行された連合軍軍政法令第179号（戸籍の臨時措置に関する規定）により、仮戸籍制度が施行された。⁶⁾

3) 大韓民国期

1948年7月17日に制定された大韓民国憲法第100条では、「現行法令はこの憲法に反しない限り効力を持つ。」と規定され、戸籍に関する日帝時代の法令のうち、1945年8月の時点で効力を持つ法令はそのまま施行された。その後、大韓民国政府樹立した後、民法の施行と同時に1960年1月1日、法令第535号により、戸籍法（法律第1238号 1963年3月1日施行）が公布・施行されることとなった。戸籍法の施行により、連合軍軍政法令第179号は廃止され、戸籍法による仮戸籍の取得を認めてきたが、戸籍法の改正により、仮戸籍制度は完全に廃止された。あわせて仮戸籍は本戸籍に転換された（法律第1238号 旧戸籍法付則2項）。⁷⁾ 戸籍制度の変容過程については以下の表1のとおりである。

表 1 韓国における「戸籍制度」の変容過程

年月	事項	備考
大日本帝国期 (1910年~1945年)		
1909年4月	民籍法	憲兵による強制調査
1915年4月	民籍法改正	原則申告方式に改正従来の強制力を抑止
1922年12月	朝鮮戸籍令	
1923年3月	朝鮮戸籍令施行手続 (訓令第15号)	民籍法廃止
1923年7月	朝鮮戸籍令施行	
1939年11月	朝鮮民事令改正の件 (則令第19号)	創氏改名に関する内容
1939年12月	朝鮮戸籍令 (府令第220号)改正	改正令の具体化
1940年2月	朝鮮総督令により創氏改名を施行	
連合軍軍政期 (1945年~1948年)		
1946年10月	朝鮮姓名復旧令 (朝鮮米軍政法令第122号)	従来の方式に還元
1948年4月	戸籍の一時措置に関する規則 (朝鮮米軍政法令第179号)	北朝鮮に籍を置く者を対象
大韓民国期 (1948年~現在)		
1960年1月	戸籍法	民法施行 朝鮮戸籍令等廃止
1962年2月	住民登録法	市・郡単位で住民登録
1968年9月	住民登録法改正	12桁の番号方式を導入 (現在は13桁)
2005年2月	憲法裁判所が戸主制に関し、憲法不合法決定	
2005年3月	民法一部改正法律 (法律第7427号)	戸主制廃止等の内容を含む
2007年5月	家族関係の登録等に関する法律	
2008年1月	家族関係の登録等に関する法律施行	

出典：筆者作成

4) イ・スンラン (이승란) 「戸籍制度に関する考察」(戸籍制度에 관한 考察) 木浦大学校経営行政大学院 (목포대학교경영행정대학원) 13頁以下 (2003) (https://academic.naver.com/article.naver?doc_id=9387596/ [2023年9月03日最終閲覧])。)

5) 法院行政処 (법원행정처) 「家族関係登録実務」(가족관계등록실무) 8頁 (2018)

6) 前掲注5) 8-9頁。

7) 前掲注5) 9頁以下

2. 公的部門における戸籍制の運用と個人情報との連携

1) 住民登録法

現行の韓国における住民登録制度は、韓国の個人情報関連法制度のなかで最も重視されている制度である。近代的意味としての住民登録制度は、1942年の朝鮮寄留令から始まった。ここでいう「寄留」とは、本籍地以外のところに住所をおくことを意味する。⁸⁾ 植民地時代においては本籍地を離脱し、90日以上他の地域に居住する場合は、必ず居住申告をすることが義務付けられていた。このように個々人の身分や住居地の申告を義務付けることで人口動態を把握してきた朝鮮寄留令は、強制徴用や徴兵などの実態把握の効率化を図ろうとしたものである。

連合軍軍政期に入ると、人々の流入や移動を把握すべく、再び住民登録の施行が試みられたが、自由の抑圧だとの抵抗を受け、施行までは至らなかった。その後、朝鮮戦争(1950年6月25日～1953年7月27日)が勃発し、この間においては北朝鮮から越南する人口の把握と反国家的思想を持つスパイを摘発すべく「市・道民証」が導入された。ただし、この「市・道民証」は、地域ごとの登録制であることや二重登録などの識別性における問題点が指摘されるものであった。

朴正熙政権(1961～1979年)に入ると、北朝鮮との対立のなか、北朝鮮から送り込まれたスパイらによる青瓦台襲撃未遂事件(1968年1月21日)⁹⁾ が発生した。この事件を機にスパイの識別や個人の識別性を高めることを目的として、満17歳以上の韓国籍を有するすべての国民に住民登録証を付与し、常時携帯することを義務づけるべきとの議論が交わされるようになった。

その結果として制定されたのが、住民登録法(法律第1067号、1962年5月10日)である。住民登録制度は、住民を行政区域単位で登録させることにより、住民の居住関係等の人口の動態を常時明確に把握し、住民生活の便益を増進し、行政事務の適正な処理を図ることを目的とするものであった(住民登録法 第1条)。こうした目的もあって、現状の住民登録制度においては「行政の効率化のために不可欠な政策」との認識が広く定着している。

だが、前述したように当初の目的はあくまでもスパイの識別等の国家の安全保障のためであり、今日

的な意味でのプライバシー権への配慮についてはいまだ不十分なものであった。

この点についてキム・ジョンピル(ソウルデジタル大学校国防融合人材専攻、教授)は、「韓国は1960年代の住民登録制度の成立以降、長引く北朝鮮との対立関係により人権やプライバシーを重視するよりは、国家の安保維持という目的達成を中心に強力な中央集権的住民登録制度が発展してきた。結果的にこれは情報化社会の到来とともに電子商取引等のIT政策の樹立と発展において相当の役割を果たしてきた。」¹⁰⁾ としている。また、現状の制度については「韓国のような安保環境では国民登録制度を保有しなければならず、一定限度の範囲内で国民のプライバシーの権利を制限せざるを得ないと考えられる。」とし、「国家の権力乱用を防ぎ、過度な情報を収集したり活用する恐れを防止するための政策を講じなければならず、この過程においては主権者である国民と国家に対するけん制作用がきちんと作動しなければならない。」とコメントしている¹¹⁾。

ここで重要なポイントは、国民と国家の関係を示して点、および個人情報と国家管理のあり方を示した点の2点である。キムが示した点においては、今後とも慎重な検討が必要であり、十分な注意を払わなければならないだろう。

他方で、個人情報保護法制に関しては2000年代から動きが本格化された。具体的には、金大中政権(1998～2002年)から盧武鉉政権(2003～2007年)まで続いてきた電子政府をはじめとする情報化政策がある。その後を継いだ李明博政権(2008～2012年)では、個人情報保護法が制定されたが、あいにく個人情報侵害や漏洩事故が急増する時期でもあった。

2008年1月では、韓国を代表するインターネットショッピングモールである「Auction」がハッキングされ、約1,800万人の個人情報が漏洩するという事故が発生した。その後も大手クレジットカード3社の個人情報漏えい事件などの被害事例が増える一方であった。

この時期、住民登録番号(PIN番号)は暗号化対象ではなかったため、暗号化されていない住民登録番号(13桁の番号)が漏洩することとなった。以降、情報通信網法を始めとする住民登録番号の暗号化義務が

8) 行政安全部、国家記録院(행정안전부 국가기록원)「大韓民国国民であることを証明する：住民登録制度(대한민국 국민임을 증명한다 : 주민등록제도)」(<https://theme.archives.go.kr/next/koreaOfRecord/identityCard.do> [2023年9月03日最終閲覧])。

9) 韓国では「1. 21事態(1.21사태)」と表現する。

10) ソウルデジタル大学校(서울디지털대학교) 国家安保の理解(국가안보의 이해) 講義にてインタビュー、2011年11月10日。

11) 前掲注10)。

次々と法制化された。

以上を踏まえ、2011年には公的部門と民間部門が一元化され、個人情報保護法が制定されることとなった。個人情報保護法の制定後は、住民登録番号の処理基準が厳格化され、民間部門における目的外利用が制限され、罰則規定等が強化されるなど数回の改正が行われてきた。

個人情報保護制度により、韓国籍を有するすべての国民には13桁の数字で構成される住民登録番号が付与され¹²⁾、その番号から個々人の生年月日、性別、出身地コード等の個人情報が行政機関に登録された。現在では、運転免許証やパスポート、教育、兵役、選挙、社会保険適用など、行政機関においてこの住民登録番号が普遍的に使用されている。

住民登録制度によって本人確認はきわめて容易に行われるようになり、行政の効率化、そして後述する電子政府の展開にも大きく貢献してきた。

他方、家族関係登録制度は、国民個々人の家族関係を登録し、これを公司・公証する制度である。これに対し、住民登録制度は、住民の居住関係等を登録し、人口の動態を把握し住民生活の便益を増進し行政事務の適正な処理を図ることを目的とする制度である。

家族関係登録制度は個人別に編製する属人的かつ静的な性格であるが、住民登録制度は、世帯別に作成される属地的かつ動的な性格である点、制度的な違いがあるというのが政府の立場¹³⁾である。以下の図1は、現行の住民登録番号の仕組みをまとめたものである。

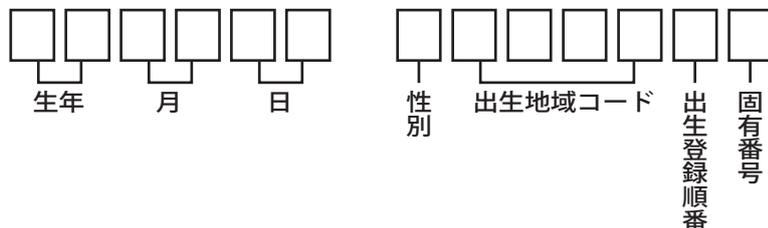
2) 刑の失効等に関する法律

1968年、住民登録法の制定以来、韓国における個人情報関連法制の立法例としては刑の失効等に関する法律（以下「刑失効法」という。）が制定された。

12) 当初は地域コードから始まる12桁の番号となっていたが、住民登録法の第2次改正（法令第2150号,1970年1月1日）により、生年月日から始まる現行の13桁となった。

13) 前掲注4) 5頁。

図1 住民登録番号の仕組み



住民登録証	
氏名	
住民登録番号(13桁)	
〇〇道△△市□□区 (現住所)	
発行年月日	
〇〇道 △△市 □□区長 (基礎自治団体長)	

筆者作成

刑失効法は、犯罪記録の管理および刑の失効に関する手続きを定めることで前科者の正常な社会復帰を保障することを目的としている（第1条）。刑失効法を個人情報の保護に関する最初の立法例として捉える見解もあるが、最初の立法例は秘密保護法¹⁴⁾であるというのが韓国での多数説である¹⁵⁾。

この点について成楽寅（ソン・ナクイン：ソウル大

学校第26代総長・ソウル大学校法科大学・法科大学院名誉教授）は、「秘密とは、それ自体が保護対象となる。一方で個人情報は、漏洩した場合であっても情報主体のプライバシーが侵害され得る敏感な情報が含まれているとはいえ、それ自体が保護対象になるのではない。」¹⁶⁾としている。また成は、「秘密保護法は、不当な公布・漏えい・流出を規律しているが、

14) 秘密保護規定に関しては、刑法上の秘密侵害罪（第316条）、業務上秘密漏洩罪（第317条）がある。その他、「通信秘密保護法」、「公職者倫理法」、「金融実名取引および秘密保障に関する法律」などがある。

15) 韓国サイバー安保法政策学会（한국사이버안보법정책학회）「個人情報保護法に対する他の法律の特別な規定の研究（개인정보 보호법에 대한 타 법률의 특별한 규정의 연구）」16頁以下（2013）

16) 韓国法制研究院（한국법제연구원）「個人情報保護法制に関する立法評価（개인정보보호법제에 관한 입법평가）」82頁以下（2008）

個人情報保護法は正当な業務遂行目的としての収集・利用・提供を規律している。」とし、「秘密保護法は原則的禁止・例外的許容であるが、個人情報保護法は原則的許容・例外的制限である。」¹⁷⁾としている。刑法効法のように国家の管理の下で取り扱われる犯罪記録は、警察権の乱用との批判もある。この点に関しては、韓国最高裁(헌법재판소)「刑の失効等に関する法律違憲判決」¹⁸⁾が参考となる。この判決では、「犯罪経歴資料を犯人追跡と実体的真実発見、各種欠格事由判断などのための資料として使用するために保存することは、その目的において正当であり、手段の適合性を備えている。」としながら、「犯罪経歴資料の違法照会や漏洩に対する禁止及び罰則規定を設けており、犯罪経歴資料を照会できる事由を制限しているため、個人の犯罪経歴に関する情報が捜査や裁判などに必要な程度を超えて外部の一般人にまで公開される可能性は極めて少ない。」とし、「犯罪経歴資料の保存それ自体で、前科者の社会復帰が妨げられるわけでもない。」との理由で違憲ではないと述べている。すなわち、刑失効法は、個人情報の保護に関する最初の立法例ではなく、個人情報の処理に関する最初の立法例として捉えているようである。

次に、公共機関個人情報法の制定について見ていこう。

3) 公共機関の個人情報保護に関する法律

1994年に入ると、国家主要業務の効率化を図るべく行政システムの電算化政策が推進された。こうした政策の下では個人情報の不当な利用または漏えい等による個人の私生活の侵害が恐れられていたが、1994年1月7日、公共機関個人情報保護法は制定されることとなった。同法の適用を受ける対象情報は、公共機関が情報機器の個人情報だが、従来から保有している紙媒体の文書については対象外となっていた。

なお、公共機関個人情報法の主な内容は以下の6点である。

第1に、公共機関の保有するファイルに対する通報の義務がある。

第2に、公共機関の保有するファイルの公開と関

覧に関し定めた事項である。

第3に、情報主体の同意を得た場合を除き、個人情報ファイルの目的外利用を禁止する事項である。

第4に、情報主体の閲覧請求、内容訂正権に関する事項である。

第5に、民間機関の情報機器により処理される個人情報の保護のため、情報機器を使用し個人情報を処理する個人または団体に対しては、公共機関の例に準じて個人情報の保護のための措置を講じることを義務付けた点である。

第6に、公共機関の保有する個人情報処理事務を妨害する目的で公共機関において処理する個人情報を変更又は抹消した者は10年以下の懲役に処することとし、個人情報を漏えい又は権限なく処理したり、個人の利用に提供するなど不当な目的として使用した者に対しては3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する罰則規定を定めたことである¹⁹⁾。

1999年の改正では、個人情報の提供要件の強化がなされた。その内容は、「個人情報を提供できる要件を、本人が意思表示などをできない場合として情報主体以外の者に提供することが明らかに情報主体に利益になる場合に限定するようにし、個人情報の提供要件をより厳格化する。」ということであった²⁰⁾。また、2007年の改正では、CCTV(いわゆる監視カメラのこと)の設置および画像情報保護等に関する法的根拠を示すための改正がなされ、情報主体の権利を拡大し処理情報を保有する機関の安全性確保措置義務が強化された。

2000年代では、公的部門の行政システムがさらに強化された。その代表例としては「電子政府法」²¹⁾がある。

前述のように、2000年代以前にも各行政機関での情報化に向けた動きはあったが、国家政策として本格的な動きを始めたのは、金大中政権の2001年からであった²²⁾。その後を継いだ盧武鉉政権の2003～2008年には、電子政府政策を始めとする行政機関の共同利用の拡大が推進された。李明博政権の2008～2013年には、スマート電子政府政策(スマートフォン等のデジタルデバイス対応)が推進された²³⁾。

こうした韓国の行政部門における情報化政策の最

17) 前掲注16)。

18) 憲法裁判所2012年7月26日宣告、헌법재판소 2010 헌마 446 [형의실효등에관한법률제8조제1항등위헌확인] [헌집24-2,248]

19) 韓国法制研究院「個人情報保護法制に関する立法評価(原題韓国語: 개인정보보호법제의 관한 입법평가)」、2008年、296頁。

20) 公共機関の個人情報保護に関する法律改正理由(공공기관의개인정보보호에관한법률 개정이유)

21) 電子政府法は、行政業務の電子的処理のための基本原則、推進方法等を定めることで電子政府を効率的に実現し、行政の生産性と透明性、民主性を高め、国民の利便性を向上することを目的(電子政府法第1条)として、2001年3月28日、成立された法律である。

22) 行政安全部(행정안전부)「2010電子政府法の理解と解説(2010전자정부법의 이해와 해설)」20頁以下(2010)

23) 前掲注13) 3頁。

大の特徴は、大統領のトップダウン型による国家政策として推進が加速化されてきた点にある。また、従来からの住民登録制度との連携によるデータベースの統合や標準化がスムーズに定着した点、行政のバックオフィス業務の情報公開による行政の透明性を確保した点が挙げられる。とくに、情報公開に関しては政府が運営する情報公開ウェブサイト²⁴⁾にて誰もが簡単に各種の行政業務について進展状況や担当者の名前、連絡先等を照会できる点が、政策として高評価されている。

1994年制定された公共機関個人情報法は、公共機関の情報機器によって処理される個人情報の保護に関する一般法として機能した。なお同法は、2011年、個人情報保護法の制定に伴い一元化されることで廃止された。

3. 2008年家族関係登録法

1) 家族関係登録法の意義と役割

戸主制の廃止、そして家族関係登録法の制定において重要なのは以下の2点である。第1に、女性団体による廃止運動である。第2に、金大中政権から盧武鉉政権までの政策潮流である。

第1点目については、女性団体が戸主制度の廃止を積極的に推進してきた。第2点目については、政府が女性団体の意見を踏まえ、家族関係登録法の改正案を国会に提出し、この中で戸主制をめぐる議論が本格化することとなった。

とくに、1998年からの金大中政権から2008年の盧武鉉政権までの約10年間は、進歩政府(진보정부)²⁵⁾の下で戸主制度の廃止に対し、徐々に賛成の立場を示す市民が増え、マスコミも戸主制の廃止を容認するようになった。

こうした当時の時代背景にも関わらず家族関係登録法の改正案は、盧武鉉政権が終わるまで国会で議決されることはなかった。その理由としては、大統領選挙の時期ということで政治的にも制約があったことや、戸主制の廃止に反対する保守政党の強い抵抗があったことが挙げられる。

表2は、戸主制度をめぐる対立を守護論、廃止論に分けて整理したものである。

2) 戸主制憲法不合法判決²⁶⁾(2001年9月~2005年2月)

2005年2月3日、憲法裁判所は、戸主制を規定した民法第778条、子の夫家入籍を規定した第781条後

表2 戸主制度をめぐる対立

戸主制 守護論	伝統文化論	戸主制は歴史的・時代状況によって形成されてきた伝統文化である。
	家族主義論	戸主制は韓国の家族中心主義の根幹である。
戸主制 廃止論	反日帝主義論	戸主制は日帝時代の影響を受けて強制された制度である。
	男女平等論	戸主制は男性血統重視の差別的制度である。

筆者作成

段、妻の夫家入籍を規定した第826条第3項は、婚姻と家族生活において個人の尊厳と両性平等を規定する憲法に合致しないと、裁判官6対3の意見で憲法不合法判決を下した。

憲法裁判所が下した憲法不合法判決のポイントは、以下の3点であった。

第1に、憲法上で要請する差別禁止に抵触しているという意見である。この点について判決文の要旨では、「家族制度が仮に歴史的・社会的産物だという特性を持っているとしても、憲法の優位からは逃れることはできず、家族法が憲法理念の実現に障害をもたらす、憲法規範と現実との乖離を固着させるのに一助しているならばそのような家族法は修正されなければならない。」とし、「戸主制は性役割に関する固定観念に基づく差別であって、戸主承継の順位、婚姻時の身分関係形成、子の身分関係形成において正当な理由なく男女を差別する制度である。」というものであった。

第2に、憲法の定める個人の尊厳が損なわれるという意見である。すなわち、「戸主制は当事者の意思や福利とは無関係に、男系血統中心の家の維持と継承という観念に根付いた特定の家族関係の形態を一般的に規定・強要することによって、個人を家族内で尊厳した人格体として尊重するのではなく、家の維持と承継のための道具的な存在と扱っている。」とし、「個人と家族の決定権を尊重すべきとする憲法第36条第1項に符合しない。」というものであった。

第3に、違憲判決ではなく憲法不合法決定を下した理由である。詳しくいえば、「戸主制の骨格を成している審判対象条項が違憲となれば、戸主制は存続することが難しく、その結果、戸主を基準として家別に編制されている現行戸籍法がそのまま施行され

24) 行政自治部(행정자치부)「情報公開ポータル(정보공개포털)」(<https://www.open.go.kr/> [閲覧日: 2023年09月03日])

25) 韓国において「進歩」というキーワードは、主にリベラル志向であることを意味する。

26) 2001헌가9, 2005年2月3日判決。

続けるのは難しく、身分関係を公示・証明する公的記録に重大な空白が発生することになるため、戸主制を前提としない新たな戸籍体系に戸籍法を改正するときまで、審判対象条項を暫定的に継続して適用させるため」との理由であった。

その一方で、反対意見を出したのは、権誠（クォン・ソン）裁判官、金栄一（キム・ヨンイル）裁判官、金晄鐘（キム・ヒョウジョン）裁判官の3名であった。

権誠（クォン・ソン）裁判官は、「現行法上の戸主制は、古代以来朝鮮中期まで続いてきた我が国固有の合理的な父系血統主義の伝統を受け継ぎ、父系血統主義の存立のための極めて基本的な要素だけを含んでいるものであって、日帝時代の負債としての性質を拂拭し、我が国固有の慣習として復歸したものとして評価できる。」とし、「婚姻と家族関係を規律する家族法は、伝統性・保守性・倫理性を強く持たざるを得ず、婚姻と家族関係に関する憲法規定を解析するにあたっては、家族法の伝統的性格を考慮せざるを得ない。」としつつ、特に家族法の領域においては、「形式的な平等を指標として、我が国の伝統家族文化をむやみに裁断することによって、伝統家族文化が根こそぎ否定され解体される結果を招いてはならない。」とし、「戸主制は伝統家族制度の核心である父系血統主義に立脚した家の構成および家統の継承のための制度であって、このために規定された妻の夫家入籍原則、子の夫家入籍原則、および戸主承継制度は、我が国の社会の長きにわたる伝統と現実に基づいたものであるだけでなく、女性に対する実質的な差別を内容としているものとみるのは難しいという点から、平等原則に違背するとは言えない。」とし、合憲であると述べた。

金栄一（キム・ヨンイル）裁判官は、権誠裁判官の意見に同意しながらも、「民法第781条第1項後段が規定している子の夫家入籍原則それ自体が違憲ではないが、原則に対する例外の設定が極めて狭く限定されており、子の意思を著しく制限し、母を実質的に差別している点が憲法に違反している。」と述べた。

金晄鐘（キム・ヒョウジョン）裁判官は、民法第781条第1項後段、第826条第3項に関しては違憲性を認めながらも、「民法が家制度を置いていることは、憲法第36条第1項が制度保障の一つとして規定した家族制度を形成して維持するのに寄与するという点から違憲でないとし、「戸主制

の両性差別的要素は、民法第984条などの違憲性がある関連個別規定の効力を喪失させたり、立法的改善がなされれば解消される問題であり、そのような違憲的要素が家制度の基本条項である民法第778条に本質的に内在している問題とは言えない。」とする反対意見を述べた。

以上のように、3人の反対意見があったものの、他の6人の裁判官の賛成の結果、戸主制度に関する各規定に対し、憲法裁判所は憲法不合法判決を下した。

3) 家族関係登録制度の成立過程：国会審議

戸籍法は、2007年12月31日に廃止されるまでの間の民法の手続法であり、国民の身分関係について戸主を中心として編成するものであった。

その後、第16代国会（2000年5月30日～2004年5月29日）から第17代国会（2004年5月30日～2008年5月29日）において、戸主制廃止を内容とした議案が提出された。この間、憲法裁判所は、戸主制を規定した民法条項が「個人の尊厳と男女平等」²⁷⁾という憲法理念に合致しないとし、先に触れたとおり憲法不合法決定（2005年2月3日宣告、2001헌가9-15）を判示していた。この判決により、戸主制の廃止に関する規定を含む民法の改正法が公布（2005年3月31日）された。

ところが、戸主制はただちに廃止されなかった。戸主制関連規定の廃止施行日については、新たな身分登録制度を設ける等の理由で先延ばしにされた。そこで、2008年1月1日までに戸主制に代わる新たな身分登録制度の立法が課題となった²⁸⁾。

戸籍法に代わる法案としては、身分関係の登録および証明に関する法律案（以下「第1改正案」という。）²⁹⁾、国籍および家族関係の登録に関する法律案（以下「第2改正案」という。）³⁰⁾、出生・婚姻・死亡等の申告と証明に関する法律案（以下「第3改正案」という。）³¹⁾の3つの法律案が国会の法制司法委員会で審議された。

第1改正案は、個人別編製方式を採択し、身分登録事務においては法務部長官が管掌するとの内容であった。

第2改正案は、第1改正案と同様に個人別編製方式としながらも、その業務においては大法院が管掌するとの内容であった。

27) 韓国語では、「両性平等 (양성평등)」と表現することが多い。

28) 前掲注5) 10頁。

29) 議案番号 173725号、2005年12月28日提案。

30) 議案番号 174003号、2006年3月3日提案。

31) 議案番号 172834号、2005年9月28日提案。

第3改正案は、国家が国民の個人情報を一つのデータベースに集積してはならないとの理由で個人別編製方式ではなく、目的別編製方式を採択し、その業務においては所在地管轄家庭法院長に管掌するという内容であった。各改正案は、官庁機関や編製方式には違いがあったものの、個人の尊厳と両性の平等という理念を実現し多様な家族形態を受容し個人情報（身分情報）を保護するという点では一致していたといえよう。この他、住民登録番号と身分登録情報を統合し管理するとの「住民登録一元化方案」もあった。だが、次の2点で改正案には盛り込まれなかった。

その理由は、第1に、行政業務処理において効率性の向上という大きなメリットはあるものの、住民登録と身分登録はその目的と編製原理が違う点である。

第2に、個人情報の過度な漏えいの恐れがあり、官庁機関の指名や根拠法令の整理に相当の時間と費用が費やされるという点³²⁾である。

以上の点を踏まえ、審議がなされた結果、家族関係登録法案が採択されることとなり、2007年4月27日、国会本会議で同法案が議決された。なお、主な内容は以下の8点である。

第1に、「身分関係」という用語は封建的な表現であるため、法律名には「身分関係」の代わりに「家族関係」という用語を用いることとした。

第2に、家族関係登録部それ自体としては「国籍」と直接的な関わりがないため、法律名から「国籍」を削除することとした。

第3に、身分登録業務の担当機関を法院から法務部へ変更した場合、国民に不便をかける恐れがあることから、大法院を担当機関とした。

第4に、国民個人別に登録基準地によって家族関係登録部を編制するとする個人別編製方式を採択し、その登録部には、出生から死亡にまで至る身分変動に関する全ての過程を記載することとした。

第5に、個人別編製方式を採択しながらも、本人の氏名と住民登録番号のみでも夫婦関係や親子関係を容易に把握できるよう、本人の配偶者、親、子供の氏名と住民登録番号を共に記載することとした。これを通じ、旧戸籍制度と同様に家族関係を検索することを可能とした。

第6に、「本籍」の代わりとして「登録基準地」という概念を導入し、当事者が自分の登録基準地を自

由に選択できるようにした。

第7に、身分関係の証明書はその目的事項別に分けて発行できるようにし、発行請求権者は、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹等に限定した。

第8に、家族関係登録部が国籍推定の機能を果たすように、国籍申告主義から国籍通報主義に変更した。

2007年5月17日、家族関係登法が公布された。同法は2007年5月17日公布され、2008年1月1日より施行されることとなった。

このようにして制定された家族関係登録法は、個人の尊厳と両性平等という憲法理念を実現するべく、戸主制および戸主を中心とした「家」単位の身分登録編製方式を廃止し、個人別に身分登録表（部）を作成し、身分関係に関する情報の公示制限を強化した。また、家族関係登録法は、父姓主義原則の修正や姓の変更、親養子制度の新設など、家族制度に関する画期的な内容を含む民法に必要な手続規定や詳細事項を規定していた。

なお、身分登録事務を国家事務とし、国家が事務処理費用を負担し、大法院がその事務を管理する旨規定することで、大法院が身分登録事務の管理主体であることを明示した。以下の表3は、これまでの戸籍制度で使われてきた用語のうち、家族関係登録法の制定によって置き換えられたところをまとめたものである。

表3 戸籍制度と家族関係登録制度の用語の置き換え

戸籍制度	家族関係登録制度
戸籍（部）	家族関係登録（部）
本籍	登録基準地
転籍	登録基準地 変更
除籍、抹消	閉鎖
戸籍記載例	登録事項別 証明書 記載例
無縁故戸籍	非実在家族関係登録部
本籍申告	家族関係登録部 存在申告
戸籍再製	家族関係登録部 再作成
戸籍官所	家族関係登録処理機関
戸籍官庁者	家族関係登録事務処理者
戸籍事務担当者	家族関係登録事務担当者
戸籍公務員	家族関係登録公務員
戸籍記載	家族関係登録部 記録
戸籍謄本・抄本	登録事項別証明書・一部事項証明書

筆者作成

32) 女性政策研究院 (여성정책연구원) 「新しい身分登録のための家族関係登録法の制定意義と限界 (새로운 신분등록을 위한 가족관계등록법의 제정 의의와 한계)」7頁以下 (2007) (<https://www.kwdi.re.kr/inc/download.do?ut=A&uplidx=113009&no=1/> [2023年08月26日最終閲覧])。

4) 家族関係登録制度の成立過程：改正経緯

家族関係登録法は今日に至るまでの14年間、合計18回にわたる改正がなされた。このうち、家族関係登録制度の実体的な部分に変更を加える内容の改正としては以下の4点がある。

第1に、2013年の成年後見制度、養子縁組許可制度および親権者指定裁判制度の導入がある。

第2に、個人情報保護強化のための改正である。とくに、2021年12月28日改正では、個人情報の保護において大きな改正がなされた。その内容は、次の2点である。まず、家庭暴力被害者が加害者または加害者側の家族を指定し、被害者の家族関係登録に関する書類（基本証明書、婚姻関係証明書、家族関係証明書）を発行できないようにした点である。すなわち、改正前においては直系血族のように一定の範囲内の家族であれば本人の意思とは関係なく、家族

関係登録に関する書類を発行することが可能であった。そのことにより、被害者の個人情報があるまま露出されてしまい、さらなる被害に繋がるということが問題として残されていた。次に、家庭暴力被害者が加害者または加害者側の家族を指定し、その加害者または加害者側の家族の家族関係登録に表示される被害者の個人情報（氏名・住民登録番号等）をマーキングできるようにした点である。このことから、2021年の改正では、個人情報自己決定権の保護という観点からしてみれば大きな意義のある改正であるといえるだろう。

第3に、身分登録制度としての真実性を担保し、社会的少数者の人権を保護するための改正である。

第4に、国民の権益保障拡大のための改正である。以下の表4は、家族関係登録法の改正経緯を2007年7月から2022年1月までの改正内容をまとめたものである。

表4 家族関係登録法の改正経緯

	改正および施行日	主な内容
1次改正	2007年7月23日 法律第8541号 (7月23日施行) 他法改正	・国民年金法（法律第8541号）の改正に合わせ、関連規定を修正
2次改正	2007年5月17日 法律第8435号 (2008年1月1日施行) 制定	・家族関係登録事務の国家事務化 ・個人別家族関係登録部編製と電算情報処理組織による管理 ・目的別証明書の発行及び発行申請基準の明確化 ・民法改正による具体的手続き方法の新設 ・国籍変動事項の通報義務 ・家族関係登録情報の乱用者等に対する処罰の強化
3次改正	2010年5月4日 法律第10275号 (5月4日施行) 他法改正	・国籍法（法律第10275号）の改正 ³³⁾ に合わせ、関連規定を修正
4次改正	2009年12月29日 法律第9832号 (2010年6月30日施行) 一部改正	・家族関係証明書には養父母のみを親として記録し（15条1号イ項）、入養関係証明書には実父母と養父母を両方記録し、入養関係を確認できるように改正（15条1項4号イ項） ・離婚等の過去の記録事項を全て記載する形式の証明書とは別に一部事項のみを記録する証明書を新設（15条2項） ・証明書の提出を求めた者は、その使用目的に必要な最小限の家族関係登録事項が記録された証明書を求めるようにし、使用目的外の用途に使用してはならないことを明記（14条5項）
5次改正	2010年5月4日 法律第10279号 (8月5日施行) 一部改正	・韓国人と結婚した外国人配偶者や国際入養された子の場合において、その証明のため、家族関係登録部に外国人登録番号を記載するように改正（15条1項、20条2項） ・従業員等に対し、管理・監督上の注意義務を果たした営業主は、その処罰を免除できるように改正（119条）
6次改正	2013年3月23日 法律第11690号 (3月23日施行) 他法改正	・政府組織法（法律第11690号）の改正 ³⁴⁾ に合わせ、関連規定を修正

4. 小括

家族関係登録法は、日帝時代から数十年間引き継いできた家中心の「戸主制度」を廃止し、「個人別編製方式」を採択したことが骨子であった。戸籍の「個人別編成方式」導入の経緯については、人間の尊厳と両性の平等という理念を実現するという、2005年2月の「戸主制憲法不合法判決」がきっかけとなっていた点が重要である。だが、そうなるその他の個人情報管理制度との垣根をどうするのかという論点が浮上する。

新たな戸籍管理システムともいえる個人別編成方式は、出生、婚姻、養子縁組、死亡等の個人を取り巻く家族関係に関する証明および変動事項を「家族関係登録部」という形で登録し公示する仕組みである。すなわち、個人別編成方式の中心には個人が位置付けられている。この個人別編成方式には、個人情報の保護という観点からみれば、国家から個人への不当な侵害（自己決定権の侵害）の恐れがある点について問題が残されている。なお、家族関係登録部で取扱われる情報は、センシティブな個人情報（敏感情報）として分類されるものであり、その取扱いにおいては十分な注意を要する。このような個人情報に対する国家の介入の背景には、北朝鮮と分断している韓国の社会事情および国家安全保障上の懸念も見え隠れする。

他方、韓国では長い間、あらゆる個人情報が紐づけられた形で国家が管理を行ってきた。これが情報化社会の進展に伴い、個人情報が社会的に活用されるなかで、その漏えい等の被害が多発してきた。例えば、2008年の石油会社顧客情報漏えい事件³⁸⁾、2012年の大手通信キャリア電算網ハッキング事件³⁹⁾、2014年の大手クレジットカード3社の個人情報漏えい事件⁴⁰⁾などが挙げられる。

家族関係登録法も同様にその利便性の向上や情報化社会の進展のなかで、2008年制定以来、16回の改正を経てきた。そのなかで多様な証明書制度が導入されてきた。さらには、身分に関する情報については請求権者ごとに細分化されてきた。あわせて、身分に関する情報の公示については個人情報保護の観点から必要最小限の情報のみを許容するなどしてきた。だが、個人情報の観点からしてみると、不備も見られる。家族関係証明書は、現在の家族関係に基づき作成することが望まれるが、戸籍に代わる家族関係証明書が相変わらず生みの親を基準として作成されている⁴¹⁾点はその1つである。

個人情報の元となる家族関係登録制度の運用は、その出自においては国家のための制度であった。これからは、個人情報保護の観点がよりいっそう強化され、国民一人ひとりのための制度として完成度を高めていくだろう。その際にはあらためて個人情報と国家管理のあり方が問われよう。

33) 国籍法第4条第2項第6号で定める「二重国籍者(이중국적자)」を「複数国籍者(복수국적자)」と改正。

34) 政府組織法の主な改正内容としては、大統領の国家危機状況の管理機能を補佐するため、国家安保室を新設(政府組織法第15条)、経済分野を総括・調整する経済部総理制の導入(第19)等がある。

35) 日本の行政区画である「市町村」に相当するものを韓国では「市邑面(시읍면)」と表現する。韓国の人口から考慮すると日本の「町」は韓国の「邑(읍)」、日本の「村」は韓国の「面(면)」に該当する。

36) 警察事務を国家警察事務と自治警察事務に分け、事務ごとの指揮・監督権を分散するべく、警察法第52条1項、第90条1項および2項のうち、「国家警察公務員(국가경찰공무원)」を「警察公務員(경찰공무원)」と改正。

37) 家庭暴力行為者が直系血族であれば別途の制限なく、家庭暴力被害者の情報が含まれた家族関係証明書等の交付を請求できるとする規定に対し、憲法裁判所が憲法不合法決定(憲法裁判所2020年8月28日宣告, 2018헌마927)により、家庭暴力行為者等、家庭暴力被害者が指定した者に対しては家庭暴力被害者に関する登録事項別証明書の交付・発行等において、一定の制限を設定し、家庭暴力被害者の個人情報自己決定権を保護し追加的家庭暴力犯罪が発生することを防ぐためである(改正理由・法律第18651号)。

38) 石油会社であるGSカルテックスは、ポイントカード会員として登録した顧客の個人情報データベースを構築し、この運営を外部委託した。その後、外部委託社員により、およそ1,100万件の個人情報が漏えいされることとなった。この事件は、個人情報の漏えいはあったものの、その直後、摘発され個人情報を保存していた媒体(USB)を回収し、実際の販売(流通)はされてなかった点が特徴であった。大法院判決では「個人情報が漏えいされたとしても実質的に流通されなければ、損害賠償は認めない。」との立場を示しており、類似する事件にも引用されている。

39) 大手通信キャリアであるKTの電算網がハッキングされ、約870件の個人情報が漏えいされた事件である。通信キャリアの特性上、保有する個人情報にはクレジットカード番号や電子マネー、決済履歴などが含まれているとのことで話題となった事件である。

40) 大手クレジットカード3社(KBカード、NHカード、ロッテカード)の保有する個人情報が漏えいされた事件である。外部委託社員の悪意的行為による当事件は、漏えい件数1億件以上となり、韓国国内では最大規模の個人情報漏えい事件となった。

41) 前掲注5) 281 - 282頁。

新潟大学 大学院現代社会文化研究科 博士後期課程

金 永 (きむ・よん)

2017年3月新潟大学法学部卒業、2019年3月新潟大学大学院現代社会文化研究科博士前期課程修了 修士（法学）。2023年2月ソウルデジタル大学校卒業 学士（法学）・学士（日本学）、現在、新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程3年。専門は情報法。

情報ネットワーク法学会学生会員、情報法制学会学生会員、法とコンピュータ学会会員

研究テーマは、個人情報保護法制の日韓比較、及び日韓比較文化論。論文としては、「韓国におけるデータ三法をめぐる評価と課題——改正内容をめぐる学説と論点——」現代社会文化研究（74）19-34, 2022、「韓国における情報化政策と個人情報保護法制の歴史」現代社会文化研究（75）55-66, 2022、「韓国K-防疫と個人情報保護上の課題——アフターコロナ時代における人権とデータ社会——」情報法制レポート（4）91-101, 2023など。

リサーチマップ <https://researchmap.jp/integrar>